

同意書 兼 誓約書

年 月 日

日野町長 藤澤 直広 様

住 所 〒

名 称 及 び

代表者の氏名

印

生産性向上特別措置法に基づく私の「先端設備等導入計画」について日野町から認定を受けるにあたり、下記事項について同意・誓約します。

この同意・誓約が虚偽であり、又は反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 申請した「先端設備等導入計画」に基づき導入する償却資産に係る情報を日野町商工観光課から日野町税務課に対して提供することについて同意します。
- (2) 「先端設備等導入計画」に基づく先端設備等の導入が人員削減を目的とする取組でないことを誓います。
- (3) 次に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓います。
 - ①暴力団（日野町暴力団排除条例(平成24年12月28日条例第25号。以下「条例」という)第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - ②暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - ③その他暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ④前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (4) 公序良俗に反する取組や、前項に掲げる暴力団又は暴力団員などの反社会的勢力との関係を一切持たないことを誓います。

以上

○日野町暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 25 号）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。